

第4回嬉野市議会定例会議案

令和5年12月1日提出

嬉 野 市

報告 番号	提出年月日	報 告 名	頁
16	令和5年12月1日	専決処分（第11号）の報告について	1
17	〃	専決処分（第12号）の報告について	3
18	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	5

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
47	令和5年12月1日	嬉野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 条例について	9
48	〃	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条 例の一部を改正する条例について	15
49	〃	嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例について	17
50	〃	嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員 の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 について	19
51	〃	嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について	27
52	〃	嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例について	32
53	〃	指定管理者の指定について	34
54	〃	指定管理者の指定について	35
55	〃	指定管理者の指定について	36
56	〃	指定管理者の指定について	37
57	〃	市道路線の認定について	38
58	〃	令和5年度 嬉野市一般会計補正予算（第5号）	別冊
59	〃	令和5年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1 号）	〃
60	〃	令和5年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号）	〃
61	〃	令和5年度 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地 区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
62	〃	令和5年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
63	〃	嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について	39
64	〃	嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について	40
65	〃	嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について	41
66	〃	嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について	42

報告第16号

専決処分（第11号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第 1 1 号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 2 0 4 号）第 2 条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

相手方が、まるくアイズの駐車場から施設脇を通過して公園方向に行こうとしたところ、コンクリート構造物の段差につまずき、転倒・負傷した。

2 事故発生年月日

令和 5 年 1 月 3 0 日 午後 2 時 3 0 分頃

3 事故発生場所

嬉野市嬉野町大字下宿甲 4 3 7 0 番地 2 観光・交流施設 まるくアイズ

4 損害賠償額

金 1 2, 2 3 4 円

5 過失割合

2 0 パーセント

6 損害賠償の相手方



報告第17号

専決処分（第12号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第12号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年9月22日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

公用車が吉田まんぞく館駐車場から県道41号線へ出るため駐車場でバックをしたところ、後方に停車中の相手方の軽自動車左側面に損傷を与えた。

2 事故発生年月日

令和5年8月28日 午前8時55分頃

3 事故発生場所

嬉野市嬉野町大字吉田甲2200番地2 吉田まんぞく館 駐車場

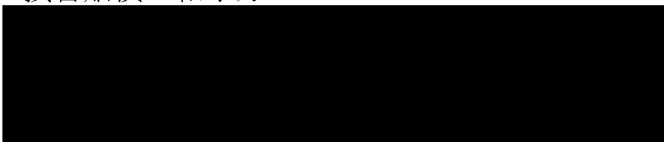
4 損害賠償額

金206,907円

5 過失割合

100パーセント

6 損害賠償の相手方



議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）第2条の規定により下記のとおり報告する。

令和5年 12月1日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
1	総務・防災課	令和5年度 嬉野市体育館跡地 有蓋防火水槽設置工事	嬉野町大字下宿地内	10,322,400	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	令和5年8月29日	令和5年8月29日 ～ 令和5年10月31日
2	財政課	令和5年度 旧嬉野市体育館跡地造成工事	嬉野町大字下宿地内	51,810,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和5年8月30日	令和5年8月30日 ～ 令和6年2月29日
3	企画政策課	令和5年度 嬉野市コミュニティーセンター空調設備改修工事	嬉野市塩田町大字五町田甲3136番地1	6,325,000	随意契約	佐賀市兵庫南三丁目4番7号 栄上設備工業(株) 代表取締役 徳島 和明	令和5年8月17日	令和5年8月17日 ～ 令和5年10月31日
4	文化・スポーツ振興課	令和5年度 大野原運動広場法面防草対策工事	嬉野市嬉野町大字岩屋川内地内	1,936,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川 六	令和5年9月28日	令和5年9月28日 ～ 令和5年12月25日
5	SAGA2024推進課	令和5年度 国スポ・全障スポ大会競技施設整備費補助事業みゆき球場内側溝蓋改修工事	嬉野市嬉野町大字下宿地内	14,608,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和5年8月30日	令和5年8月30日 ～ 令和5年12月22日
6	福祉課	令和5年度 嬉野老人福祉センター 車庫屋根修繕工事	嬉野市嬉野町大字下宿地内	1,826,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁5283-1 松元工務店 代表 松元 正行	令和5年9月19日	令和5年9月19日 ～ 令和5年11月30日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
令和5年第4回定例会 7	農業政策課	令和5年度ハウス団地基盤整備事業に伴う 附帯工事	嬉野市塩田町大字馬場下地内	11,968,000	随意契約	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村 隆	令和5年10月17日	令和5年10月17日 ～ 令和5年12月8日
8	観光商工課	令和5年度 嬉野市源泉集中管理事業（元湯第1、第2）源泉集中管理モニタリングシステム設置工事	嬉野市嬉野町大字下宿地内(元湯源泉)	29,590,000	随意契約	長崎県諫早市幸町72-1 (株)カワサキコーポレーション 長崎営業所長 寺田 博昭	令和5年10月4日	令和5年10月4日 ～ 令和6年3月29日
9	観光商工課	令和5年度 シーボルトの湯配管改修工事	嬉野市嬉野町大字下宿地内	5,640,800	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	令和5年9月15日	令和5年9月15日 ～ 令和5年11月10日
10	建設課	5改第1号 市道西川内野仁田線道路改良工事	嬉野町大字吉田地内	4,620,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和5年8月28日	令和5年8月28日 ～ 令和5年11月17日
11	建設課	5道第5号 無名橋48-1橋梁補修工事	塩田町大字真崎地内	5,610,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	令和5年10月30日	令和5年10月30日 ～ 令和6年3月22日
12	建設課	5道第3号 百貫橋外1橋橋梁補修工事	嬉野町地内	3,520,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和5年10月18日	令和5年10月18日 ～ 令和6年3月22日
13	建設課	5補第7号 市道塩吹中央線道路補修工事	塩田町大字馬場下地内	1,408,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字谷所甲4435 小森建設 小森 隆昭	令和5年9月20日	令和5年9月20日 ～ 令和5年11月10日
14	建設課	4線改第1号 市道下野鳥越線道路改良工事	嬉野町大字下野地内	4,950,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	令和5年10月3日	令和5年10月3日 ～ 令和5年11月24日
15	新幹線・まちづくり課	令和5年度 都市公園施設長寿命化対策支援事業嬉野総合運動公園園路改修工事	嬉野市嬉野町大字下宿	11,880,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字久間乙2717-1 西部道路(株) 嬉野営業所 所長 中野 幸一	令和5年9月20日	令和5年9月20日 ～ 令和5年12月22日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和5年 第4回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
16	農林整備課	令和5年度 大牟田排水機場落雷被害復旧工事	塩田町大字 真崎地内	1,947,000	随意契約	佐賀市唐人2-5-8 (株)西島製作所 佐賀支店 支店長 矢倉 俊宏	令和5年10月23日	令和5年10月23日 ～ 令和6年2月22日
17	教育総務課	令和5年度大規模改造（空調）吉田中学校空調 設備更新工事	嬉野町大字 下宿地内	5,170,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	令和5年10月18日	令和5年10月18日 ～ 令和6年2月29日
18	教育総務課	令和5年度 嬉野中学校受変電設備改修工事	嬉野町大字 下宿地内	12,100,000	一般競争 入札	鹿島市大字井手40 (株)岡口電機 鹿島支店 支店長 片淵 資宏	令和5年10月18日	令和5年10月18日 ～ 令和6年3月31日
19	教育総務課	令和5年度街なみ環境整備事業 御蔵馬場西線 通路美装工事	塩田町大字 馬場下地内	5,555,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町出甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	令和5年10月18日	令和5年10月18日 ～ 令和6年3月15日
20	教育総務課	焼物・揚げ物室空調取替工事	嬉野学校給 食センター 内	1,485,000	随意契約	佐賀市諸富町大字山領819-4 九州恵冷機(株) 代表取締役社長 岩田 誉識	令和5年8月4日	令和5年8月4日 ～ 令和5年8月24日
21	教育総務課	コンテナ室空調取替工事	嬉野学校給 食センター 内	1,790,800	随意契約	佐賀市諸富町大字山領819-4 九州恵冷機(株) 代表取締役社長 岩田 誉識	令和5年8月8日	令和5年8月8日 ～ 令和5年9月4日
22	環境下水道課	令和5年度 公共下水道区域 マンホール修繕工 事	嬉野市嬉野 町大字下宿 地内	1,300,000	随意契約	小城市三日月町久米2111 (株)中島工務店 代表取締役 中島信哉	令和5年10月18日	令和5年10月18日 ～ 令和5年12月20日
23	環境下水道課	令和5年度 嬉野市営浄化槽事業 R5-036号浄化 槽設置工事	嬉野市塩田 町大字谷所 地内	6,358,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	令和5年9月14日	令和5年9月14日 ～ 令和5年12月15日
24	環境下水道課	令和5年度公下第4号 下岩屋地区舗装復旧工事	嬉野市嬉野 町大字岩屋 川内地内	19,470,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和5年10月30日	令和5年10月30日 ～ 令和6年2月29日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
令和5年 第4回 定例会								
25	環境下水道課	令和5年度(R4線)農業集落排水事業 五町田・ 谷所地区 真空管路施設機器更新工事	嬉野市塩田 町大字五町 田地内	5,720,000	指名競争 入札	佐賀市唐人2-5-8 (株)西島製作所 佐賀支店 支店長 矢倉 俊宏	令和5年10月31日	令和5年10月31日 ～ 令和6年2月29日
26	環境下水道課	令和5年度 嬉野浄化センター No.2エアレー ション装置制御盤修繕	嬉野市嬉野 町大字下宿 地内	2,992,000	随意契約	福岡県福岡市東区社領1-9-16 (株)明興テクノス福岡支店 支店長 弓指太	令和5年11月8日	令和5年11月8日 ～ 令和6年3月25日

- ・履行の場所：庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額：消費税を含む契約総額
- ・契約の方法：一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第 47 号

嬉野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について

嬉野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 12 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 市の機関に係る申請、届出その他の手続について情報通信技術を利用する方法で行うために必要な共通事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

嬉野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定に基づき、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、情報通信技術を活用した行政を推進し、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する佐賀県の条例及び規則をいう。
- (2) 市の機関等 地方自治法第2編第7章の規定に基づき設置される市の執行機関、市の議会、地方公営企業法第7条の規定により置かれる公営企業の管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をい

う。)の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもので別に定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等を行う者について対面により本人確認を行うべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認を行うべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法によ

り行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」と読み替えるものとする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

（1） 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を

使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等を行う者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等を行う者による電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるもので、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないものとする。

(情報通信技術を活用した行政手続の公表)

第9条 市の機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政手続について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を
改正する条例について

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成18年嬉野市
条例第37号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当を改定するため、条例の一
部を改正する必要がある。

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を
改正する条例

第1条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成18年
嬉野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」
を「100分の175」に改める。

第2条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を次
のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の1
75」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年
4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁
償支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から
適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正
前の嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の規定に基づい
て支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第49号

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第40号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第50号

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年嬉野市条例第15号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の改正及び佐賀県人事委員会の勧告に基づき、嬉野市職員について給与改定等を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改め、同条第4項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第25条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を加え、同条第3項中「100分の67.5」との次に「、「100分の125」とあるのは「100分の70」とを加える。

第28条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の47.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	162,100	209,300	241,800	272,600	296,900	326,300	369,900
再任用	2	163,300	210,900	243,200	274,200	298,900	328,500	372,600
短時間	3	164,500	212,400	244,600	275,700	301,100	330,800	375,000
勤務職	4	165,600	213,900	246,000	277,300	303,100	332,900	377,500

員以外 の職員	5	166,700	215,400	247,200	278,800	305,000	334,900	379,500
	6	167,900	217,100	248,900	280,400	307,300	336,900	382,000
	7	169,000	218,800	250,300	282,200	309,600	338,900	384,400
	8	170,100	220,400	251,700	284,000	311,600	340,900	386,900
	9	171,100	222,000	252,700	285,800	313,300	342,900	389,100
	10	172,500	223,600	254,100	287,800	315,600	344,900	391,800
	11	173,900	225,100	255,500	289,800	317,800	347,100	394,400
	12	175,200	226,500	256,800	291,800	319,900	349,100	397,100
	13	176,400	227,600	258,000	293,700	322,000	351,100	399,300
	14	177,900	229,000	259,300	295,700	324,000	353,200	401,700
	15	179,500	230,400	260,400	297,700	326,000	355,100	403,900
	16	181,100	231,800	261,500	299,700	327,900	357,000	406,200
	17	182,200	233,200	262,800	301,300	329,900	358,900	408,100
	18	183,600	234,800	264,400	303,300	332,000	360,900	410,000
	19	185,100	236,300	265,700	305,300	334,000	362,700	411,900
	20	186,500	237,700	267,100	307,200	336,000	364,600	413,800
	21	187,800	238,900	268,300	309,100	337,900	366,500	415,600
	22	190,200	240,400	269,800	311,000	340,000	368,400	417,400
	23	192,400	241,800	271,400	312,900	342,000	370,300	419,200
	24	194,700	243,200	273,000	314,800	343,900	372,300	421,100
	25	196,900	244,200	274,600	316,600	345,400	374,100	422,600
	26	198,600	245,600	276,500	318,700	347,400	376,000	424,100
	27	200,300	247,000	278,200	320,700	349,300	378,000	425,700
	28	201,900	248,100	280,000	322,700	351,200	379,900	427,200
	29	203,300	249,200	281,700	324,700	352,800	381,400	428,800
	30	204,900	250,100	283,400	326,700	354,700	383,300	430,100
	31	206,400	251,000	285,100	328,700	356,500	385,100	431,400
	32	207,900	251,900	286,800	330,800	358,400	386,600	432,700
	33	209,300	252,800	288,400	332,100	360,100	388,300	433,900
	34	210,600	253,700	290,200	334,100	361,900	389,800	435,200
	35	211,800	254,600	292,000	336,100	363,700	391,200	436,500

36	213,000	255,400	293,700	338,100	365,400	392,600	437,800
37	214,200	256,200	295,200	339,900	366,800	393,900	439,000
38	215,400	257,500	296,900	341,900	368,200	395,200	439,800
39	216,500	258,700	298,500	343,900	369,500	396,400	440,600
40	217,600	259,800	300,100	345,800	370,800	397,500	441,400
41	218,700	260,900	301,800	347,500	372,000	398,600	442,000
42	219,700	262,200	303,400	349,400	372,900	399,800	442,700
43	220,700	263,500	305,100	351,300	374,000	401,100	443,400
44	221,700	264,700	306,600	353,100	375,100	402,200	444,200
45	222,700	265,900	308,400	354,600	375,800	402,900	445,000
46	223,600	267,200	310,000	356,000	376,700	403,600	445,800
47	224,500	268,500	311,600	357,500	377,600	404,300	446,200
48	225,300	269,700	313,200	359,000	378,600	405,000	446,900
49	226,100	270,800	314,200	360,500	379,500	405,600	447,400
50	227,000	271,900	315,700	361,300	380,300	406,200	447,800
51	227,900	273,000	317,200	362,400	381,100	406,800	448,200
52	228,800	274,100	318,900	363,400	381,900	407,200	448,600
53	229,500	275,200	320,400	364,300	382,600	407,600	449,000
54	230,400	276,300	322,000	365,400	383,300	407,900	449,400
55	231,200	277,400	323,600	366,300	384,000	408,200	449,800
56	231,900	278,500	325,100	367,500	384,800	408,500	450,200
57	232,300	279,500	326,400	368,400	385,300	408,800	450,500
58	233,100	280,500	327,600	369,100	385,800	409,100	450,900
59	233,800	281,500	328,800	369,800	386,400	409,400	451,200
60	234,400	282,500	329,900	370,500	387,100	409,700	451,500
61	234,900	283,500	330,600	370,900	387,500	410,000	451,800
62	235,600	284,600	331,500	371,500	388,200	410,300	
63	236,100	285,500	332,300	372,200	388,800	410,600	
64	236,600	286,400	333,100	373,000	389,400	410,900	
65	237,100	287,000	334,000	373,300	389,900	411,200	
66	237,700	287,700	334,400	374,000	390,500	411,500	

67	238,300	288,400	335,000	374,700	391,100	411,800
68	238,900	289,300	335,800	375,400	391,700	412,100
69	239,300	290,300	336,600	375,700	392,100	412,300
70	239,800	291,100	337,300	376,300	392,600	412,600
71	240,300	291,900	338,000	377,000	393,100	413,000
72	240,800	292,700	338,700	377,600	393,700	413,300
73	241,200	293,300	339,200	377,900	394,000	413,500
74	241,800	293,800	339,900	378,600	394,400	413,800
75	242,400	294,200	340,400	379,300	394,800	414,100
76	243,000	294,600	341,000	379,900	395,300	414,300
77	243,600	294,800	341,300	380,300	395,600	414,500
78	244,300	295,200	341,800	380,800	395,900	
79	245,000	295,400	342,200	381,400	396,200	
80	245,600	295,700	342,700	381,900	396,500	
81	246,100	295,900	343,100	382,400	396,700	
82	246,700	296,100	343,600	383,000	397,000	
83	247,300	296,500	344,100	383,500	397,300	
84	247,900	296,800	344,600	383,800	397,500	
85	248,500	297,100	344,900	384,300	397,700	
86	249,000	297,400	345,400	384,800	398,000	
87	249,500	297,700	345,900	385,200	398,300	
88	250,100	298,100	346,300	385,500	398,500	
89	250,600	298,400	346,600	385,900	398,700	
90	251,200	298,800	347,000	386,400	399,000	
91	251,700	299,100	347,500	386,800	399,300	
92	252,100	299,500	347,900	387,200	399,500	
93	252,400	299,700	348,100	387,500	399,700	
94		299,900	348,500	388,000		
95		300,300	349,000	388,400		
96		300,700	349,400	388,800		
97		300,900	349,600	389,100		

	98		301,200	350,000	389,700			
	99		301,600	350,400	390,100			
	100		302,000	350,800	390,500			
	101		302,200	351,100	390,800			
	102		302,500	351,500				
	103		302,900	351,900				
	104		303,200	352,300				
	105		303,400	352,800				
	106		303,700	353,200				
	107		304,100	353,600				
	108		304,400	354,000				
	109		304,600	354,500				
	110		305,000	354,900				
	111		305,400	355,200				
	112		305,700	355,500				
	113		305,900	356,000				
	114		306,200					
	115		306,500					
	116		306,900					
	117		307,100					
	118		307,300					
	119		307,600					
	120		307,900					
	121		308,300					
	122		308,500					
	123		308,800					
	124		309,100					
	125		309,400					
定年前 再任用		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額

短時間 勤務職 員		188,700	216,200	259,600	279,300	294,700	319,900	362,300
-----------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第2条 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年嬉野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	382,000円
2	431,000円
3	484,000円
4	547,000円
5	624,000円
6	729,000円
7	851,000円

第7条第3項中「100分の165」と」の次に「、100分の125」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第4条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する

第7条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、1

00分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の122.5」とあるのは「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の嬉野市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第51号

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年嬉野市条例第30号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正及び佐賀県人事委員会の勧告に鑑み、嬉野市会計年度任用職員について給与改定等を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年嬉野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和5年12月に支給する期末手当に関する特例）

5 令和5年12月に支給する期末手当について第15条第1項及び第24条第1項において準用する給与条例第25条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の120」とする。

第2条 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「第27条」を「第28条」に改め、同条第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第24条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「第27条」を「第28条」に改め、「合計額」の次に「及び第28条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、同条第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

号給	給料月額
1	162,100円
2	163,300円
3	164,500円
4	165,600円
5	166,700円
6	167,900円
7	169,000円

8	170,100円
9	171,100円
10	172,500円
11	173,900円
12	175,200円
13	176,400円
14	177,900円
15	179,500円
16	181,100円
17	182,200円
18	183,600円
19	185,100円
20	186,500円
21	187,800円
22	190,200円
23	192,400円
24	194,700円
25	196,900円
26	198,600円
27	200,300円
28	201,900円
29	203,300円
30	204,900円
31	206,400円
32	207,900円
33	209,300円
34	210,600円
35	211,800円
36	213,000円
37	214,200円

38	215,400円
39	216,500円
40	217,600円
41	218,700円
42	219,700円
43	220,700円
44	221,700円
45	222,700円
46	223,600円
47	224,500円
48	225,300円
49	226,100円
50	227,000円
51	227,900円
52	228,800円
53	229,500円
54	230,400円
55	231,200円
56	231,900円
57	232,300円
58	233,100円
59	233,800円
60	234,400円
61	234,900円
62	235,600円
63	236,100円
64	236,600円
65	237,100円
66	237,700円
67	238,300円

68	238,900円
69	239,300円
70	239,800円
71	240,300円
72	240,800円
73	241,200円
74	241,800円
75	242,400円
76	243,000円
77	243,600円
78	244,300円
79	245,000円
80	245,600円
81	246,100円
82	246,700円
83	247,300円
84	247,900円
85	248,500円
86	249,000円
87	249,500円
88	250,100円
89	250,600円
90	251,200円
91	251,700円
92	252,100円
93	252,400円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第52号

嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和3年嬉野市条例第26号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和3年嬉野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、第12条及び第15条」を「及び第12条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第53号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者が管理する施設の名称 嬉野市嬉野老人福祉センター
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人嬉野市社会福祉協議会
- 3 指定管理者の指定期間 令和6年4月1日から
令和9年3月31日まで

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市嬉野老人福祉センターの指定管理者を指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第54号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者が管理する施設の名称 嬉野市いきいきデイサービスセンター
「湯っくらーと」
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人嬉野町社会事業助成会
- 3 指定管理者の指定期間 令和6年4月1日から
令和9年3月31日まで

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市いきいきデイサービスセンターの指定管理者を指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第55号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者が管理する施設の名称 嬉野総合運動公園、鷹ノ巣公園、
轟の滝公園、嬉野市中央体育館
- 2 指定管理者の名称 一般社団法人嬉野市体育協会
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野総合運動公園等の指定管理者を指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第56号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者が管理する施設の名称 うれしの まるく
- 2 指定管理者の名称 株式会社ビープラス
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から
令和9年3月31日まで

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市道の駅等の指定管理者を指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第57号

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定をする。

記

整理 番号	路線名	起 点 終 点
1	千堂線	嬉野市塩田町大字五町田字千堂 嬉野市塩田町大字五町田字千堂

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決が必要である。

議案第58号

令和5年度 嬉野市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度嬉野市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ677,967千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,112,687千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		80,505	△40	80,465
	1 分担金	3,164	△1,505	1,659
	2 負担金	77,341	1,465	78,806
15 国庫支出金		3,004,261	23,746	3,028,007
	1 国庫負担金	2,122,378	9,826	2,132,204
	2 国庫補助金	876,447	13,920	890,367
16 県支出金		2,111,783	10,092	2,121,875
	1 県負担金	818,474	5,719	824,193
	2 県補助金	1,239,168	14,684	1,253,852
	3 委託金	54,141	△10,311	43,830
18 寄附金		3,302,652	1,650	3,304,302
	1 寄附金	3,302,652	1,650	3,304,302
19 繰入金		2,716,222	△252,478	2,463,744
	1 特別会計繰入金	3	7,705	7,708
	2 基金繰入金	2,716,219	△260,183	2,456,036
20 繰越金		1	778,808	778,809
	1 繰越金	1	778,808	778,809
21 諸収入		516,663	16,089	532,752
	5 雑入	290,028	16,089	306,117
22 市債		369,711	100,100	469,811
	1 市債	369,711	100,100	469,811
歳入	合計	20,434,720	677,967	21,112,687

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		151,811	△1,837	149,974
	1 議会費	151,811	△1,837	149,974
2 総務費		5,937,998	464,018	6,402,016
	1 総務管理費	5,644,897	481,053	6,125,950
	2 徴税費	160,816	△3,693	157,123
	3 戸籍住民基本台帳費	87,122	△4,620	82,502
	4 選挙費	17,524	△7,866	9,658
	5 統計調査費	10,255	△2,001	8,254
	6 監査委員費	17,384	1,145	18,529
3 民生費		5,991,632	125,379	6,117,011
	1 社会福祉費	2,974,029	39,057	3,013,086
	2 児童福祉費	2,452,591	40,266	2,492,857
	3 生活保護費	564,912	46,056	610,968
4 衛生費		1,389,599	16,145	1,405,744
	1 保健衛生費	520,674	11,671	532,345
	2 清掃費	788,878	4,474	793,352
6 農林水産業費		1,398,332	31,070	1,429,402
	1 農業費	1,296,230	34,385	1,330,615
	2 林業費	101,892	△3,315	98,577
7 商工費		785,546	4,800	790,346
	1 商工費	785,546	4,800	790,346
8 土木費		1,245,496	△6,463	1,239,033
	1 土木管理費	56,996	△9,268	47,728
	2 道路橋りょう費	259,210	4,522	263,732

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	26,568	6,000	32,568
	4 都市計画費	853,521	△5,219	848,302
	6 新幹線費	39,257	△2,498	36,759
9 消防費		565,138	7,634	572,772
	1 消防費	565,138	7,634	572,772
10 教育費		1,187,144	19,521	1,206,665
	1 教育総務費	218,164	6,766	224,930
	2 小学校費	236,512	1,650	238,162
	3 中学校費	118,901	660	119,561
	4 社会教育費	291,598	6,796	298,394
	5 保健体育費	321,969	3,649	325,618
11 災害復旧費		450,072	17,700	467,772
	1 農林水産施設災害復旧費	160,054	17,700	177,754
歳出	合計	20,434,720	677,967	21,112,687

第 2 表 継続費補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	地すべり調査観測測量設計業務(木場地区)	69,500	令和3年度	28,600	80,500	令和3年度	28,600
				令和4年度	33,600		令和4年度	33,600
				令和5年度	7,300		令和5年度	7,300
				令和6年度			令和6年度	11,000

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による嬉野市嬉野老人福祉センターの管理に係る委託料	令和6年度から令和8年度まで	各年度の予算で定める額
指定管理者による嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらと」の管理に係る委託料	令和6年度から令和8年度まで	各年度の予算で定める額
在宅当番医制事業に係る保険料	令和6年度	予算で定める額
うれしの茶交流館の管理運営に係る委託料	令和6年度	予算で定める額
指定管理者による嬉野市嬉野総合運動公園等の管理に係る委託料	令和6年度から令和10年度まで	各年度の予算で定める額
指定管理者による嬉野市道の駅等「うれしのまるく」の管理に係る委託料	令和6年度から令和8年度まで	各年度の予算で定める額

第 4 表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域総合整備資金貸付事業	千円 100,000	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域農業水利施設 ストックマネジメント事業	千円 5,600	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	千円 5,900	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
現年農地・施設災害復旧事業	2,400	〃	〃	〃	300	〃	〃	〃
現年林道災害復旧事業	2,800	〃	〃	〃	4,700	〃	〃	〃

令和5年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141,638千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,705,658千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1	55	56
	1 国庫補助金	1	55	56
6 繰入金		277,470	497	277,967
	1 他会計繰入金	277,469	497	277,966
7 繰越金		1	141,086	141,087
	1 繰越金	1	141,086	141,087
歳入	合計	3,564,020	141,638	3,705,658

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		60,607	17,565	78,172
	1 総務管理費	56,172	17,565	73,737
5 基金積立金		97	98,690	98,787
	1 基金積立金	97	98,690	98,787
9 諸支出金		5,004	25,383	30,387
	1 償還金及び還付加算金	5,002	17,678	22,680
	2 繰出金	2	7,705	7,707
歳 出	合 計	3,564,020	141,638	3,705,658

令和5年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度嬉野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,175千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ422,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		141,854	△224	141,630
	1 一般会計繰入金	141,854	△224	141,630
4 繰越金		1	2,399	2,400
	1 繰越金	1	2,399	2,400
歳入	合計	419,829	2,175	422,004

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		415,292	2,175	417,467
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	415,292	2,175	417,467
歳出	合計	419,829	2,175	422,004

議案第61号

令和5年度 嬉野市嬉野都市計画事業
嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）

令和5年度嬉野市の嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,369千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,564千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		91,169	△15,182	75,987
	1 一般会計繰入金	91,169	△15,182	75,987
3 繰越金		1	17,551	17,552
	1 繰越金	1	17,551	17,552
歳入	合計	91,195	2,369	93,564

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 上木費		33,512	2,369	35,881
	1 都市計画費	33,512	2,369	35,881
歳出	合計	91,195	2,369	93,564

令和5年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度嬉野市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		千円	千円	千円
第1款	下水道事業収益	841,202	15,126	856,328
第2項	営業外収益	629,342	15,126	644,468

		支 出		
		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		千円	千円	千円
第1款	下水道事業費用	827,420	6,439	833,859
第1項	営業費用	732,780	5,221	738,001
第2項	営業外費用	91,640	1,218	92,858

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額148,142千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,366千円、前年度分損益勘定留保資金34,975千円、当年度分損益勘定留保資金99,801千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		千円	千円	千円
第1款	資本的収入	502,732	3	502,735
第2項	他会計補助金	38,450	3	38,453

		支 出		
		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		千円	千円	千円
第1款	資本的支出	649,989	888	650,877
第1項	建設改良費	259,312	888	260,200

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千円	千円	千円
・職員給与費	51,219	28	51,247

令和5年12月1日提出
嬉野市長 村上 大祐

令和 5 年度 嬉野市下水道事業会計予算実施計画変更
 収益的收入及び支出
 収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 収益			(千円) 841,202	(千円) 15,126	(千円) 856,328	
	2 営業外収益		629,342	15,126	644,468	
		2 他会計補助 金	408,648	△ 3	408,645	
		3 長期前受金 戻入	196,603	15,003	211,606	
		4 消費税及び 地方消費税 還付金	14,359	80	14,439	
		5 雑収益	9,731	46	9,777	

令和 5 年度 嬉野市下水道事業会計予算実施計画変更

収益的收入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 下水道事業 費用			(千円) 827,420	(千円) 6,439	(千円) 833,859		
	1 営業費用		732,780	5,221	738,001		
		2 処理場費	245,411	229	245,640		
		3 総係費	45,967	△ 1,089	44,878		
		4 減価償却費	371,322	6,081	377,403		
	2 営業外費用			91,640	1,218	92,858	
		1 支払利息及 び企業債取 扱諸費		80,711	1,172	81,883	
		2 雑支出		10,929	46	10,975	

令和 5 年度 嬉野市下水道事業会計予算実施計画変更
 資本的收入及び支出
 収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			(千円) 502,732	(千円) 3	(千円) 502,735	
	2 他会計補助 金		38,450	3	38,453	
		1 他会計補助 金	38,450	3	38,453	

令和5年度 嬉野市下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

下水道事業会計 間接法 (単位 円)

I 業務活動によるキャッシュフロー	
当年度純利益	9,093,024
減価償却費	377,403,000
固定資産除却費	6,520,000
賞与引当金の増加額 (△は減少)	927,594
法定福利費引当金の増加額 (△は減少)	214,552
貸倒引当金の増加額 (△は減少)	370,000
長期前受金戻入額	△ 211,606,000
受取利息及び配当金	△ 1,000
支払利息及び企業債取扱費	81,883,000
営業及び営業外未収金増減額 (△は増加)	45,338
営業及び営業外未払金増減額 (△は減少)	4,406,949
小計	269,256,457
受取利息及び配当金	1,000
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 81,883,000
業務活動によるキャッシュフロー①	187,374,457
II 投資活動によるキャッシュフロー	
固定資産取得・建設改良事業等実施額	△ 238,403,368
他会計補助金による収入	38,453,000
国庫補助金による収入	27,711,547
工事負担金による収入	18,140,000
投資活動によるキャッシュフロー②	△ 154,098,821
III 財務活動によるキャッシュフロー	
企業債による収入	410,000,000
企業債の償還による支出	△ 390,673,083
財務活動によるキャッシュフロー③	19,326,917
IV 現金預金の増加額④=①+②+③	52,602,553
V 現金預金の期首残高	76,874,104
VI 現金預金の期末残高	129,476,657

議案第63号

嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を嬉野市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字馬場下乙123番地

氏 名 川原 和彦

昭和35年4月15日生

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和6年2月16日で満了となるため、再度選任したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第64号

嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を嬉野市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字下野甲1284番地1

氏 名 富永 深務

昭和26年10月18日生

令和5年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和6年2月16日で満了となるため、新たに選任したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第 6 5 号

嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を嬉野市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字真崎 5 4 1 番地

氏 名 納富 作男

昭和 3 0 年 8 月 2 5 日生

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和 6 年 2 月 1 6 日で満了となるため、新たに選任したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第 66 号

嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を嬉野市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字下宿甲 3314 番地

氏 名 大島 正信

昭 30 年 8 月 29 日生

令和 5 年 12 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和 6 年 2 月 16 日で満了となるため、新たに選任したいので、議会の同意を求める必要がある。